

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和2年度 首里城復元に向けた委員会運営検討等業務
業 務 概 要	本業務は、2019年12月11日に首里城復元のための関係関係会議で決定された「首里城復元に向けた基本的な方針」に基づき首里城正殿の復元に向けた技術的検討を行い、学識経験者及び関係機関等からなる委員会及びワーキンググループにて議論していただくための委員会等での運営及び使用する資料の検討・作成を行う。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所長 鈴木 武彦 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地
契 約 年 月 日	令和 2年 4月 1日
契 約 業 者 名	令和2年度首里城復元に向けた委員会運営検討等業務一般社団法人日本公園緑地協会・株式会社国建設計共同体 代表者 (一社) 日本公園緑地協会
契約業者の住所	東京都千代田区岩本町3-9-13 岩本町寿共同ビル
契 約 金 額	98,901,000円 (税込み)
予 定 価 格	102,399,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	国営沖縄記念公園 首里城地区
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和 2年 4月 2日
履 行 期 間 (至)	令和 3年 3月 31日
備 考	

## 随意契約理由書

1. 業務名 令和2年度 首里城復元に向けた委員会運営検討等業務
2. 履行場所 国営沖縄記念公園 首里城地区
3. 契約の相手方 住所：沖縄県那覇市前島三丁目1番15号  
業者名：令和2年度 首里城復元に向けた委員会運営検討等業務一般社団法人  
日本公園緑地協会・株式会社国建設計共同体  
一般社団法人日本公園緑地協会 会長 有路 信
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号
5. 業務の目的・内容及び随意契約の理由

### (1) 目的・内容

本業務は、「本業務は、「首里城復元に向けた基本的な方針」等をふまえ首里城の復元に向けた技術的検討を行い、学識経験者及び関係機関等からなる委員会及びワーキンググループ会議の運営及び使用する資料の検討・作成、材料調査等を行う。

### (2) 随意契約の理由

本業務を遂行するためには、高度な技術と豊富な知識・経験等が必要とされることから、専門技術力と実施方針等を含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性を確保する観点から簡易公募型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。

なお、特定にあたっては、「1. 技術職員の経験及び能力（技術者資格、同種又は類似業務の実績、管内の業務実績、業務成績、表彰経験の有無）」、「2. 業務実施方針及び手法（業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性）」、「3. 評価テーマに対する技術提案」などの観点から技術提案を求め、また、ヒアリングにより「業務実施方針及び手法、評価テーマ」等について確認を行い、総合的な評価を実施した。

上記業者「一般社団法人 日本公園緑地協会」は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った者であり、本業務を実施するにあたって最適な業者であると特定されたことから、上記業者と契約を締結するものである。